

乳幼児健診・相談について

母子保健法に基づく乳幼児健康診査は、市町村が行うことと定められ、特に1歳6か月児健診および3歳児健診については法定健診(義務)と言われています。 医師の診察や保健師、栄養士、保育士等による相談をとおして、お子さまの健康や成長の様子を見ていきましょう。お会いできるのを待っています!

○乳幼児健康診査

対象	健診日	場所	持ち物	内容
l か月児	出生後27日を超え、 かつ生後6週未満 (医療機関と相談)	医療機関	・母子健康手帳 ・受診票 (上限4,000円を助成します)	すべての 健診 ・身体測定・問診 ・栄養相談 ・医師の診察
4.5か月児	健康増進カレンダーを ご参照ください (対象児には個別案内)	かみん	・母子健康手帳・問診票(記入して持参)・すくらむかみふ(黄緑色のファイル)	
歳6か月児				l 歳6か月児、3歳児のみ ・歯科相談 ・歯科検診
3歳児				3歳児のみ ・尿検査・屈折検査(目の検査)

対象	健診日	場所	持ち物	内容
3か月児 7か月児 I Oか月児	健康増進カレンダーを ご参照ください (対象児には個別案内)	かみん	・母子健康手帳・問診票(記入して持参)・すくらむかみふ(黄緑色のファイル)	・身体測定・問診・栄養相談IOか月児のみ・歯科相談